

練馬区青少年問題協議会区民公募委員

募集および選考要領

練馬区では、青少年に関する諸問題の調査審議および関係行政機関の連絡調整のため、法律に基づく区長の附属機関として下記のとおり「練馬区青少年問題協議会」を設置しています。

協議会では、区民の立場から青少年施策に関して様々な視点で審議し、意見を述べていただくために、区民の皆様の中から公募委員を募集します。

【練馬区青少年問題協議会の組織等】

(1) 構成・・・区議会議員、学識経験者（小・中PTA、青少年育成地区委員、青少年委員など青少年に関する団体の代表）、関係行政機関の職員（学校長・警察署長など）、区職員によって構成されます。
（総数 36 名）

(2) 所掌事務・・・練馬区における青少年問題に関する総合施策の樹立について必要な事項を調査審議し、その実施に必要な関係行政機関相互の連絡調整をはかるとともに、これらに関する事項につき区長ならびにその区域内にある関係行政機関に対し、意見を具申するものとします。

主には、練馬区青少年育成活動方針の内容や、その時々課題について意見を述べていただくものです。

1 募集人員

5名

2 応募資格

次の要件のいずれにも該当する方

- (1) 練馬区内にお住まいで、18歳以上の方
- (2) 青少年問題に関心と熱意をもち、年2回程度開催する青少年問題協議会（7月と1月に開催予定）に出席できる方（主に平日の午後2時間ほど）
- (3) 練馬区議会議員・練馬区職員とその家族ではない方

3 応募方法

(1) 提出書類

① 履歴書

※ 様式は自由ですが、住所、氏名、電話番号、性別および生年月日、応募の理由、練馬区の附属機関等の委員の経験がある場合は、当該附属機関等の名称および任期についてご記入ください。写真添付は不要です。

② 小論文（800～1,200 字程度）

題名「練馬区の青少年健全育成について」 ※様式は自由です。

(2) 提出先

下記のとおり

(3) 提出期限

令和8年3月25日（水）必着（郵送または担当の窓口へご持参ください）

4 選考方法

履歴書および小論文について書類選考

5 選考結果

5月中旬までにご本人あてにお知らせいたします。

6 任 期

令和8年7月から2年間

7 その他

- (1) 練馬区青少年問題協議会委員として、練馬区長から委嘱します。
- (2) 会議開催中は一時保育があります（6カ月以上の未就学児対象）。
- (3) 規定に基づいて出席謝礼をお支払いします。

▼提出先および問い合わせ▼

練馬区教育委員会事務局こども家庭部青少年課青少年係

【3月6日(金)まで】〒176-8501 練馬区豊玉北6-12-1（練馬区役所本庁舎11階）

【3月9日(月)から】〒176-0012 練馬区豊玉北6-3-1（練馬区役所北庁舎4階）

【電話】03-5984-4691（直通） 【Mail】seishonen01@city.nerima.tokyo.jp

なお、練馬区の青少年行政全般につきましては、練馬区のホームページもあわせてご覧下さい。

ホームページアドレス

<https://www.city.nerima.tokyo.jp/kosodatekyoiku/kyoiku/seishonen/index.html>

